

埋立免許権者の判断の概要

1 必要理由等

- ・ 埋立により新たに生じる漁港施設用地については、定置網等の一層の増加や「とる漁業」から養殖を中心とする「つくり育てる漁業」への転換が進む中での漁具保管修理施設用地等の不足や休けい用等の係留施設、泊地の不足を解消するために必要なものである。
- ・ 埋立位置については、漁港内の施設と効率的に連携できる場所、漁業者の住居地からさほど離れていない場所、けい留施設の水深確保に多大な費用を要しない場所、自然環境の面から干出部の埋立がない場所である既存漁港施設前面となっている。
- ・ 埋立時期については、不足けい留施設等の確保や定置網漁業の増加やふぐ養殖を中心とする漁業形態の変化に対応した漁港施設用地確保を行うものであり、また、地元漁業者等から早急な整備を要望されているものである。工事に5年を要することもあり、現時点で埋立てに着手する必要がある。

2 埋立地の規模

- ・ 埋立地の規模は、必要な各漁港施設用地の所要面積を算出した上で、既存の施設用地の位置や漁業者の利便性を考慮した結果、必要な規模の79%となっており、過大なものではない。

3 国土利用上適正且つ合理的であるか

- ・ 地域水産物供給基盤整備事業基本計画に位置付けられており、また、周辺の土地利用とも調和している。
- ・ 水産資源保護法や文化財保護法等の許可対象の地域には入っていない。また、自然公園法による特別地域等に該当するが許可が見込まれる。
- ・ これらのことから、適正且つ合理的なものと判断する。

4 環境保全、災害防止への配慮

- ・ 埋立工事実施から埋立地利用までの環境に及ぼす影響は軽微であると予測されており、また、出願者において埋立工事中、埋立後にわたり環境保全の措置を講

ずることとされている。

- ・ 築造される工作物について、「漁港・漁場の施設の設計の手引き」に基づき安定照査されている。
- ・ これらのことから、環境保全及び災害防止への配慮がなされているものと判断する。

5 土地利用又は環境保全に関する計画への適合

- ・ 埋立地の用途は、地域水産物供給基盤整備事業基本計画に位置付けられており、また、周辺の土地利用とも調和している。
- ・ 本埋立の環境影響評価において、埋立工事、埋立地の存在及び漁港施設の利用による環境影響は軽微であると予測されている。また、周辺環境への影響を低減するための環境保全措置を講じることとしており、公害防止計画で定められている諸対策等に影響を与えるものではない。
- ・ これらのことから、土地利用又は環境保全に関する計画へ適合しているものと判断する。

6 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく配慮

- ・ 埋立計画地は海岸線の陸側への陥入部の奥に位置し、周辺海域の潮流に対し大きな障害とならず、流況の変化はほとんどないと予測される。
- ・ 埋立計画地は雨水を除き新たに排水を発生するものではない。また、埋立用材は有害土砂でないことを確認した上で使用することとしている。
- ・ 外周護岸等概成後の埋立土砂投入、床掘工事時の工事量抑制や密閉グラブ使用、汚濁防止膜設置を行うとともに、既設防波堤撤去に当たっての泊地計画水深以深の存置等の藻場への配慮などを行うこととしている。
- ・ 環境影響予測の結果、埋立計画が周辺海域の水生生物等に与える影響は軽微であると予測されている。
- ・ 計画地周辺には重要な自然景観、文化財等は存在しない。
- ・ 水産資源保護法や文化財保護法等の許可対象の地域には入っていない。また、自然公園法による特別地域等に該当するが許可が見込まれる。
- ・ これらのことから、瀬戸内海の特殊性について、十分配慮されているものと判断する。